

公立大学法人宮崎公立大学施設使用に関する規程

平成19年5月24日

規程第93号

(趣旨)

第1条 宮崎公立大学（以下「本学」という。）における施設等（グラウンド（野球場、サッカー場）体育館側テニスコート、福利厚生棟東側テニスコート及び体育館を除く。以下同じ。）の使用に関しては、別段の定めのあるもののほかは、この規程の定めるところによる。

(使用許可の範囲)

第2条 施設管理者は、他に適当な代替施設等が存在しない場合で、かつ、本学における本来の用途または目的を妨げない場合において、別表1に定める本学の施設等を、公立大学法人宮崎公立大学（以下「法人」という。）以外の者に使用を許可することができる。ただし、施設管理者が特別の事情があると認める場合には、別表1以外の施設等を法人以外の者に使用を許可することができる。

2 前項に規定する「本来の用途または目的を妨げない場合」とは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、使用目的が営利を目的としない場合とする。

- (1) 本学の業務の遂行上その必要性が認められる場合
- (2) 本学の施設等の利用が公共性、公益性に反せず、一時的または限定的なため、業務運営上支障が生じない場合
- (3) 公共的または公益的な見地から法人の施設等の利用が必要不可欠な場合
- (4) 本学の施設等の利用が公共性、公益性に反せず、社会的または経済的な見地から妥当と判断される場合
- (5) 本学の職員、学生の利便に資する場合
- (6) その他施設管理者が特別の事情があると認めた場合

(貸出期間)

第3条 貸出対象期間は、同一年度内の6月から3月までとする。ただし、施設管理者が特別の事情があると認めた場合には、この限りではない。

(使用許可の条件)

第4条 本学の業務遂行に支障なく使用するため、以下の業務の委託契約を行わなければならない。

- (1) 冷暖房機を使用する期間において施設を使用する場合 本学が電気・機械設備保守及び冷暖房機運転業務等の委託契約を結んでいる業者と、冷暖房機運転に関する業務について
- (2) 講堂棟を使用し、なおかつ放送機器を使用する場合 前号に掲げる業者と放送機器操作に関する業務について

2 本学施設等の使用にあたっては、使用者の責任において使用するものとし、使用当日

について本学職員は一切対応を行わないものとする。

(使用許可の手続等)

第5条 施設等の使用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、施設使用申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を施設管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

2 施設管理者は、前項の申請が適当であると認めたときは、特別な場合を除き、申請者に対して施設使用許可書（別記様式第2号。以下「許可書」という。）を使用日の3カ月前から交付するものとする。

3 施設管理者は、施設等の使用を許可するに当たり必要な条件を付した場合は、この条件を許可書に記載するものとする。

(光熱費の負担)

第6条 使用者は、施設等の使用に係る電気、ガス等の使用料を別表2に定めるとおり負担しなければならない。

(光熱費の減免)

第7条 施設管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、光熱費の全額または一部を減免することができる。

- (1) その使用目的が、法人の業務遂行上必要である場合
- (2) その使用目的が、教育研究上の効果が高いと判断される場合
- (3) 法人の設立（出資）団体が使用する場合
- (4) その他理事長が特別の事情があると認めた場合

(許可の取消)

第8条 施設管理者は、使用者が次の各号に該当するときは、速やかに必要な是正措置を命じ、または使用許可を取り消すものとする。

- (1) 使用許可の条件に違反したとき
- (2) 申請書の記載事項が事実と反するとき
- (3) 当該使用により施設等の本来の目的または用途に支障を来すおそれが生ずると認められるとき
- (4) 公益を害し、または秩序を乱すおそれが生ずると認められるとき
- (5) 法人において、当該施設等を使用する必要が急遽生じたとき

(原状回復等)

第9条 使用者は、使用が終了したときは、速やかに原状回復のうえ、当該施設等を法人に返還しなければならない。

(弁償責任)

第10条 使用者は、その責めに帰すべき事由により施設等を損傷し、または亡失したときは、施設管理者の指示に従い、直ちに復旧するか、またはその費用を弁償しなければならない。

(雑則)

第 1 1 条 この規程に定めるもののほか、施設使用に関する必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 9 年 5 月 2 4 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 2 0 年 7 月 2 2 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 1 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 1 年 5 月 8 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 7 年 8 月 1 日から施行する。

別表 1

使用施設名	使用時間
1 0 1 講義室	土、日、祝日 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 長期休業中の平日 9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0 (ただし、年末年始の休業日を除く)
1 0 2 講義室	
1 0 3 講義室	
講堂棟	

別表 2

施設名	冷房+照明	暖房+照明	照明のみ
101、102 講義室	1,000 円/時	1,000 円/時	100 円/時
103 講義室	1,000 円/時	1,000 円/時	100 円/時
講堂棟	5,000 円/時	5,000 円/時	500 円/時

様式第 1 号

年 月 日

施 設 使 用 許 可 申 請 書

施設管理者 殿

申請者 住 所
氏 名 ⑩
連絡先

公立大学法人宮崎公立大学施設使用に関する規程第 5 条第 1 項の規程により、下記の行為について許可を受けたいので申請します。

記

- 1 使用の目的
- 2 場 所
- 3 期 間 年 月 日から 年 月 日
(時 分から 時 分)
- 4 人数又は数量
- 5 wi-fi の使用 ☐申請する ☐申請しない
- 6 そ の 他

※注意 施設管理者が指示する見本、図画、その他必要な書類等を添付又は提示すること。

様式第 2 号

年 月 日

施 設 使 用 許 可 書

殿

施設管理者 ⑩

年 月 日付で申請のあったことについては、公立大学法人宮崎公立大学
施設使用に関する規程第 5 条第 2 項の規定により、下記のとおり許可します。

記

1 許可目的

2 許可場所

3 期 間 年 月 日から 年 月 日
(時 分から 時 分)

4 wi-fi の使用 ☐許可する ☐許可しない ☐申請なし

5 許可条件

- ① 使用時間については、厳守すること。
- ② 許可施設以外の施設には立ち入らないこと。
- ③ 物品を移動したときは、原状に復元すること。
- ④ 学内での事故、盗難については、大学側は一切責任を負わない。
- ⑤ 施設の使用にあたっては、使用者の責任において使用するものとし、使用当日について本学職員は一切対応を行わない。
- ⑥ 使用中に第三者（人や物）に対し被害を与えた場合は、使用者の責任により対処すること。
- ⑦ 施設使用により発生したゴミは持ち帰ること。
- ⑧ 学内においては、指定喫煙所以外の敷地及び大学周辺での喫煙を行わないこと。駐車場の車両内での喫煙も不可とする。
- ⑨ 使用する施設については、光熱費を実費として徴収する。
- ⑩ このほか詳細については、別途協議を要する。